

随意契約理由書

件名	西管内添架水管橋点検業務	
契約の相手方	(株)ケイ・ティー・エス	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14 第6号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、道路管理者にて点検業務(令和4年度西建設事務所管内橋梁定期点検業務)が実施される道路橋において、点検業務で準備する足場等を利用して、添架されている水管橋の調査を実施するものである。本調査業務と道路橋の点検業務は同時に実施するものであり密接な関係にある。かつ、道路橋の点検で準備する足場等の仮設物や橋梁点検車等を本業務でも共有して使用する。</p> <p>このため、本業務は、橋梁点検業務を入札にて落札した業者に実施させることが、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な業務遂行が確保できる等、有利と認められ、本業務を適切に実施できるものは、橋梁点検業務の受注者である(株)ケイ・ティー・エスのみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局配水課 和氣・船曳	(電話番号 内線 901-5941)